

## 行政手続のデジタル化に係る工程表

## 1 揮発油税の申告等のオンライン化等

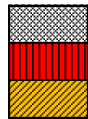
|  |   |   |
|--|---|---|
| 実行計画項番   | 別紙 1-I-5  |   |
| 投資事項 ID  | 16-20-002   |   |
| 主管府省名  | 財務省   |   |
| 推進責任者  | 国税庁長官官房企画課課長  |   |
| 関係府省名  | -   |   |
| 情報システム名<br>(情報システム ID)                               | 国税総合管理 (KSK) システム (A003855)<br>国税総合管理システム (オープンシステム) (A003866)<br>国税電子申告・納税システム (e-Tax) (A003914) |   |
| 手続名 (手続 ID)  | 揮発油税及び地方揮発油税の申告 (58921) ほか  |   |
| サービス<br>デザイン<br>思考に基<br>づく業務<br>改 革<br>(BPR) の<br>検討 | 現状と課題<br>(As Is)  | A 揮発油税及び地方揮発油税並びに石油ガス税の申告については、書面でしか提出できないため、申告しようとする事業者は、申告書を書面にて作成の上、郵送又は税務署へ来署し提出する必要がある。<br>B 更正の請求に係る減額更正等の通知、住宅ローン控除証明書の交付についても、書面でしか通知できないため、税務署職員等は、通知書等を書面にて作成の上、郵送にて送付する必要がある。  |
|  | 実現したい状態<br>(To Be)  | (ア) 利用者が享受する具体的なベネフィット<br>A 揮発油税及び地方揮発油税並びに石油ガス税の申告書を国税電子申告・納税システム (e-Tax) で受付可能とする。事業者は、e-Tax により申告が可能となることで、申告書等の税務署への持参又は郵送等が不要となり納税者利便の向上が図られる。<br>B 更正の請求に係る減額更正等の通知、住宅ローン控除証明書の交付について、e-Tax による通知を可能とすることで、納税者利便の向上及び行政事務の効率化を図る。<br>(イ) その他の具体的な付加価値<br>ペーパーレス化が実現されるとともに、税務署においても、申告書の入力事務等の事務処理が削減され、事務の効率 |

|                     |                       |  |
|---------------------|-----------------------|--|
|                     |                       | 化が図られる。  |
|                     | プロセスの可視化（フロー図等の作成）の取組 | 課題管理表等を作成し、プロジェクト関係者間で開発状況を共有することで、下記の工程表記載のスケジュールにしたがってプロジェクトを着実に進めている。   |
| 具体的な取組内容<br>(To Do) | 取組内容・スケジュール           | A 2020年（令和2年）6月を目途に、揮発油税及び地方揮発油税並びに石油ガス税の申告について、e-Taxで受付可能とするようにシステム開発・改修を行う。<br>B 2020年（令和2年）1月以降、更正の請求に係る減額更正等の通知、住宅ローン控除証明書の交付について、順次、オンラインによる通知が実現できるよう取り組む。   |
|                     | 行政手続のデジタル化に当たり講ずべき施策  | (ア) 業務改革（BPR）における具体的な取組<br>上記「取組内容・スケジュール」のとおり<br>(イ) 本人確認のオンライン化（又は見直し）<br>納税者（個人）について、認証手続の簡便化として、マイナンバーカードを利用することでe-TaxのID・パスワードの入力が不要となる「マイナンバーカード方式」を導入済（2019年1月～）<br>(ウ) 手数料納付のオンライン化（手数料の減額）<br>－<br>(エ) 添付書類の省略等 ー<br>(オ) 行政機関等による情報システムの共用の推進<br>－<br>(カ) データの標準化<br>民間事業者が提供している税務申告ソフト等から申告データを受け付けるe-Taxにおいては、仕様公開をすることで、データ形式の標準化に取り組んでいる。<br>(キ) 外部連携機能（API）の整備<br>－ |

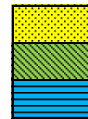
|          |  |  |
|----------|--|--|
|          |  | <p>(ク) 情報セキュリティ対策、個人情報保護、業務継続性の確保<br/>「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」における、ソフトウェアを迅速にアップデートする等の脆弱性対策の実施など、同基準に沿ったセキュリティ上の対策を実施する。</p> <p>(ケ) デジタルデバイドの是正<br/>e-Tax ソフトの事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方に関する問い合わせに対して、電話で対応する専門窓口を開設している。</p> <p>(コ) 国民等への広報<br/>国税庁ホームページにリーフレットを掲載する。</p>            |
| 費用対効果の精査 |  | <p>A：e-Tax による提出を可能とすることで、納税者の交通費又は郵送費の負担を軽減される等、納税者利便の向上が図られる。</p> <p>B：更正の請求に係る減額更正等の通知を e-Tax により行うことで、納税者に送付する通知書について、郵送費の削減やペーパーレス化が図られる。また、納税者は通知書の書類での保管が不要となる。</p> <p>住宅ローン控除証明書については、上記の利便性向上のほか、納税者において年末調整及び確定申告において電子データを活用することにより、申告書の作成において自動入力・自動計算され、作成時間が短縮される。</p> |
| KPI      |  | <p>揮発油税及び地方揮発油税並びに石油ガス税の申告手続のオンライン利用率（2021 年度（令和 3 年度）25%）<br/>なお、KPI の達成目標として設定した期限及びオンライン利用率の理由は以下のとおり。</p> <p><b>【2021 年度】</b><br/>本手続は、2020 年 6 月に e-Tax 対応を予定しており、通年（会計年度）で集計可能となる 2021 年度のオンライン利用率を KPI として設定。</p> <p><b>【25%】</b><br/>同様の申告形態・規模の他手続におけるオンライン利用率を参考に設定。</p>   |

| 工程表等     |                               |        |        |        |        |        |                  | 備考 |
|----------|-------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|------------------|----|
| 項目       | 2019年度以前<br>(実績)              | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度以降<br>(任意) |    |
| 財務省(国税庁) | システム改修(揮<br>発油税等)             |        |        |        |        |        |                  |    |
| 財務省(国税庁) | システム改修(更<br>正通知)              |        |        |        |        |        |                  |    |
| 財務省(国税庁) | システム改修(住宅<br>ローン控除証明書<br>の交付) |        |        |        |        |        |                  |    |
| システム経費   | 経費合計<br>(百万円)                 | 2759   | 435    |        |        |        |                  |    |
| システム経費   | 整備経費<br>(百万円)                 | 2759   | 435    |        |        |        |                  |    |
| システム経費   | 運用等経費<br>(百万円)                |        |        |        |        |        |                  |    |
| システム経費   | その他経費<br>(百万円)                |        |        |        |        |        |                  |    |
| その他経費    | (百万円)                         |        |        |        |        |        |                  |    |

【凡例】  
工程表等



(白)業務改革(BPR)  
(赤)調査研究  
(橙)要件定義



(黄)設計  
(緑)開発  
(青)テスト



(紫)業務運営・運用  
(白)その他

## 行政手続のデジタル化に係る工程表

## 2 金融機関に対する預貯金等の照会・回答

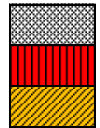
|   |                                     |  |
|---|-------------------------------------|--|
| 実行計画項番  | 別紙 1-I-31                           |  |
| 投資事項 ID   |                                     |  |
| 主管府省名   | 内閣官房                                |  |
| 推進責任者   | 国税庁長官官房企画課課長                        |  |
| 関係府省名   | 内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、厚生労働省、関係省庁 |  |
| 情報システム名<br>(情報システム ID)                              |                                     |  |
| 手続名 (手続 ID)   | 所得税等に関する質問検査権 (59094) ほか            |  |
| サービス<br>デザイン<br>思考に基<br>づく業務<br>改革<br>(BPR) の<br>検討 | 現状と課題<br>(As Is)                    | <p>国税通則法や国税徴収法等に基づき、全国の国税局及び税務署から金融機関に対して、調査対象者等に係る取引状況等に関する照会を行う際、人手作業で作成した照会文書を出力した上で、複数の機関に郵送している。また、金融機関からの回答を受けた際、回答文書を人手作業でデータ化して、業務に活用している。こうした一連の業務は、書面を前提として行われており、照会文書の作成、回答文書のデータ化などに伴う作業が負担となっている。</p> <p>また、金融機関においては、受領した書面の照会内容をもとに顧客情報と照らし合わせる作業や、該当者がいた場合に、回答を書面として作成し郵送する作業、さらには、その周辺作業（書面の仕分け・保管作業等）を含めて、すべて人手作業となってしまうことから、業務負担となっている。</p> |
|   | 実現したい状態<br>(To Be)                  | <p>(ア) 利用者が享受する具体的なベネフィット</p> <p>「金融機関×行政機関のデジタル化に係る取組の方向性ととりまとめ」(令和元年 11 月 金融機関×行政機関の情報連携検討会)における工程表を踏まえ、預貯金等の照会・回答業務については、原則デジタル化することとし、省力化・迅速化を図る。</p> <p>(イ) その他の具体的な付加価値</p> <p>金融機関においても、預貯金等の照会・回答業務がデジタル化されることで、省力化・迅速化が図られる。</p>  |

|                     |                       |  |
|---------------------|-----------------------|--|
|                     | プロセスの可視化（フロー図等の作成）の取組 | 課題管理表や検討スケジュール案等を作成し、プロジェクト関係者間で状況を共有しつつ、プロジェクトを着実に進めている。  |
| 具体的な取組内容<br>(To Do) | 取組内容・スケジュール           | <p>「金融機関×行政機関のデジタル化に係る取組の方向性とまとめ」を踏まえ、2019年度より、フォーマットや本人特定の粒度といった業務のデジタル化に向けた行政機関・金融機関双方の課題に対する対応策について金融機関と協議及び課題検討WG（仮称）へ参画等しつつ、実証実験を実施し、費用対効果の検証や本格実施に向けた所要の整備を行った上で、2022年度以降順次、デジタル化を実施する。</p> <p>なお、照会内容が多岐にわたることから、段階的なデジタル化も視野に入れて検討する。</p>  |
|                     | 行政手続のデジタル化に当たり講ずべき施策  | <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 業務改革（BPR）における具体的な取組</li> <li>—</li> <li>(イ) 本人確認のオンライン化（又は見直し）</li> <li>—</li> <li>(ウ) 手数料納付のオンライン化（手数料の減額）</li> <li>—</li> <li>(エ) 添付書類の省略等</li> <li>—</li> <li>(オ) 行政機関等による情報システムの共用の推進</li> <li>—</li> <li>(カ) データの標準化</li> <li>—</li> <li>(キ) 外部連携機能（API）の整備</li> <li>—</li> <li>(ク) 情報セキュリティ対策、個人情報保護、業務継続性の確保</li> <li>—</li> </ul> |

|          |  |  |
|----------|--|--|
|          |  | (ケ) デジタルデバイドの是正<br>—<br>(コ) 国民等への広報<br>— |
| 費用対効果の精査 |  | —  |
| KPI      |  | —  |

| 工程表等     |                   |        |        |        |        |        |                  | 備考 |
|----------|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|------------------|----|
| 項目       | 2019年度以前<br>(実績)  | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度以降<br>(任意) |    |
| 財務省(国税庁) | 課題検討WG(仮称)への参加    |        |        |        |        |        |                  |    |
| 財務省(国税庁) | 実証実験<br>※適宜実施     |        |        |        |        |        |                  |    |
| 財務省(国税庁) | デジタル化の実施<br>※順次実施 |        |        |        |        |        |                  |    |
| システム経費   | 経費合計<br>(百万円)     | 0      | 0      |        |        |        |                  |    |
| システム経費   | 整備経費<br>(百万円)     |        |        |        |        |        |                  |    |
| システム経費   | 運用等経費<br>(百万円)    |        |        |        |        |        |                  |    |
| システム経費   | その他経費<br>(百万円)    |        |        |        |        |        |                  |    |
| その他経費    | (百万円)             |        |        |        |        |        |                  |    |

【凡例】  
工程表等



(白)業務改革(BPR)  
(赤)調査研究  
(橙)要件定義



(黄)設計  
(緑)開発  
(青)テスト



(紫)業務運営・運用  
(白)その他



## 行政手続のデジタル化に係る工程表

## 3 死亡等に関する事項の税務署長への通知




|  |  |   |
|--|--|---|
| 実行計画項番   | 別紙 1-Ⅲ-50                                  |   |
| 投資事項 ID  |  |   |
| 主管府省名  | 財務省  |   |
| 推進責任者  | 国税庁課税部資産課税課課長                              |   |
| 関係府省名  | 法務省  |   |
| 情報システム名<br>(情報システム ID)                               | (新規)                                       |   |
| 手続名 (手続 ID)  | 相続税法第 58 条の規定による死亡等に関する事項の税務署長への通知 (58571) |   |
| サービス<br>デザイン<br>思考に基<br>づく業務<br>改 革<br>(BPR) の<br>検討 | 現状と課題<br>(As Is)                           | <p>相続税法第 58 条の規定による死亡等に関する事項の税務署長への通知 (以下「相法第 58 条通知書」という。) については、現状、地方公共団体から書面のみで提出されていることから、税務署職員が提出された相法第 58 条通知書の内容を国税総合管理 (KSK) システムに入力している。</p> <p>このため、新たな情報システムを整備し、オンラインによる通知を可能とすることで、行政事務の効率化を図る必要がある。</p> |
|  | 実現したい状態<br>(To Be)                         | <p>(ア) 利用者が享受する具体的なベネフィット</p> <p>オンラインによる通知を可能とすることで、ペーパーレス化が実現されることから、税務署における相法第 58 条通知書の入力事務が削減されるとともに、誤入力の防止に資する。</p> <p>(イ) その他の具体的な付加価値</p> <p>—</p>   |
|  | プロセスの可視<br>化 (フロー図等<br>の作成) の取組            | <p>新たな情報システムを整備する際は、プロセスの可視化を行った上で実現に向けた検討を行う。</p>  |




|                                  |                             |  |
|----------------------------------|-----------------------------|--|
| <p>具体的な<br/>取組内容<br/>(To Do)</p> | <p>取組内容・スケジュール</p>          | <p>国税庁及び法務省において新たな情報システムを整備することで、2024年度（令和6年度）以降、オンラインによる通知が可能となるよう検討する。</p>   |
|                                  | <p>行政手続のデジタル化に当たり講ずべき施策</p> | <p>(ア) 業務改革（BPR）における具体的な取組<br/>—<br/>(イ) 本人確認のオンライン化（又は見直し）<br/>—<br/>(ウ) 手数料納付のオンライン化（手数料の減額）<br/>—<br/>(エ) 添付書類の省略等<br/>—<br/>(オ) 行政機関等による情報システムの共用の推進<br/>—<br/>(カ) データの標準化<br/>—<br/>(キ) 外部連携機能（API）の整備<br/>—<br/>(ク) 情報セキュリティ対策、個人情報保護、業務継続性の確保<br/>—<br/>(ケ) デジタルデバイドの是正<br/>—<br/>(コ) 国民等への広報<br/>—</p> |
| <p>費用対効果の精査</p>                  |                             | <p>—</p>   |



|     |   |
|-----|---|
| KPI | — |
|-----|---|

| 工程表等   |                  |        |        |        |        |        |                  | 備考     |
|--------|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|------------------|--------|
| 項目     | 2019年度以前<br>(実績) | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度以降<br>(任意) |        |
| システム経費 | 経費合計<br>(百万円)    | 0      | 0      |        |        |        |                  | 今後検討予定 |
| システム経費 | 整備経費<br>(百万円)    |        |        |        |        |        |                  |        |
| システム経費 | 運用等経費<br>(百万円)   |        |        |        |        |        |                  |        |
| システム経費 | その他経費<br>(百万円)   |        |        |        |        |        |                  |        |
| その他経費  | (百万円)            |        |        |        |        |        |                  |        |

【凡例】  
工程表等

-  (白)業務改革(BPR)
-  (赤)調査研究
-  (橙)要件定義

-  (黄)設計
-  (緑)開発
-  (青)テスト

-  (紫)業務運営・運用
-  (白)その他

## 行政手続のデジタル化に係る工程表

## 4 国税の電子申告におけるデータ形式の柔軟化等

|  |                                 |   |
|--|---------------------------------|---|
| 実行計画項番   | 別紙 3-II-9                       |   |
| 投資事項 ID  | 16-20-005                       |   |
| 主管府省名  | 財務省                             |   |
| 推進責任者  | 国税庁長官官房企画課情報技術室室長               |   |
| 関係府省名  | -                               |   |
| 情報システム名<br>(情報システム ID)                               | 国税電子申告・納税システム (e-Tax) (A003914) |   |
| 手続名 (手続 ID)  | 法人税、所得税及び消費税の申告等手続              |   |
| サービス<br>デザイン<br>思考に基<br>づく業務<br>改 革<br>(BPR) の<br>検討 | 現状と課題<br>(As Is)                | 法人税、所得税及び消費税の申告等の手続については、既にオンライン化されているが、法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進める観点から、国税電子申告・納税システム (e-Tax) 等を改修し、納税者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る必要がある。  |
|  | 実現したい状態<br>(To Be)              | (ア) 利用者が享受する具体的なベネフィット<br>申告データの円滑な電子提出のため、e-Tax の使い勝手の大幅改善を目的に以下の環境整備策を実施する。<br>A 財務諸表のデータ形式の柔軟化 (CSV 形式)<br>B 添付書類の提出方法の拡充 (光ディスク等による提出の容認)<br>C 提出先の一元化<br>(A) 連結法人の場合の子会社による提出省略<br>(B) 地方税との情報連携 (財務諸表の提出先の一元化)<br>D 認証手続の簡便化<br>E マルチブラウザ対応 |

|                             |   |  |
|-----------------------------|---|--|
|                             |   | <p>(イ)その他の具体的な付加価値</p> <p>—</p>  |
| <p>具体的な取組内容<br/>(To Do)</p> | <p>プロセスの可視化（フロー図等の作成）の取組</p> <p>取組内容・スケジュール</p> | <p>上記に掲げた環境整備策について、スケジュールに沿って着実に進める。その際、財務省（国税庁）において所要の税制改正・予算措置等を前提として実施可能な施策については、特にタイムリーに実現を図る。</p> <p>申告データの円滑な電子提出のため、e-Tax の使い勝手の大幅改善を目的に、以下の環境整備策を実施する。</p> <p>A 財務諸表のデータ形式の柔軟化（CSV 形式）【2020 年 4 月実施予定】</p> <p>【取組内容】</p> <p>法人税の申告において、e-Tax により財務諸表を送信する場合のデータ形式について、XBRL 形式のほか、CSV 形式での提出を可能とする。</p> <p>B 添付書類の提出方法の拡充（光ディスク等による提出の容認）【2020 年 4 月実施予定】</p> <p>【取組内容】</p> <p>法人税の電子申告において、光ディスク等による添付書類の提出を可能とする。</p> <p>C 提出先の一元化</p> <p>(A) 連結法人の場合の子会社による提出省略【2020 年 4 月実施予定】</p> <p>【取組内容】</p> <p>連結子法人の個別帰属額等の届出について、連結親法人が連結子法人の個別帰属額等を e-Tax を使用する方<br/>又は当該個別帰属額等を記録した光ディスク等を提出する方法により当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合には、連結子法人が当該個別帰属額等を記載した書類を当該連結子法人の本店等の所轄税務署長に提出したものとみなし、連結子法人による提出を不要とする。</p> |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>(B) 地方税との情報連携（財務諸表の提出先の一元化）【2020年4月実施予定】</p> <p>【取組内容】</p> <p>法人税の電子申告により財務諸表が提出された場合には、国税・地方税当局間の情報連携により法人事業税の申告における財務諸表の提出を不要とする。</p> <p>D 認証手続の簡便化</p> <p>(A) 個人納税者の認証手続の簡便化【2019年1月実施済み】</p> <p>【取組内容】</p> <p>個人納税者がマイナンバーカードに搭載された電子証明書を用いて e-Tax を利用する場合において、e-Tax の ID・パスワード (PW) の入力を不要とした。</p> <p>また、マイナンバーカード及び IC カードリーダーライタの未取得者を念頭に、厳格な本人確認に基づき税務署長が通知した ID・PW のみによる e-Tax の利用を可能とした。</p> <p>(B) 法人納税者の認証手続の簡便化【2020年1月実施済み】</p> <p>【取組内容】</p> <p>マイナポータルを利用して e-Tax により法人設立届出書等の設立関係書類の申請等を行う場合において、その設立関係書類への記載事項等をマイナポータルに入力して送信する際に電子署名等の送信を行うときは、e-Tax において電子署名等の送信を要しないこととした。</p> <p>E マルチブラウザ対応【2019年度以降順次実施】</p> <p>【取組内容】</p> <p>マイナンバーカード等に搭載された電子証明書を用いて e-Tax 及び作成コーナーを利用する場合に対応可能なブラウザは Internet Explorer 及び Safari であったところ、利用者の利便性向上を図るため、対応可能なブラウザの種類を拡充した。</p> <p>具体的には、Microsoft Edge(注)は e-Tax では 2019年5月に対応し、作成コーナーは 2020年1月に対応し</p> |
|--|--|---|

|  |                             |  |
|--|-----------------------------|--|
|  |                             | <p>た。</p> <p>また、Google Chrome は、2020 年 5 月に e-Tax の一部機能に対応し、2021 年 1 月までには e-Tax 及び作成コーナーに対応する予定である。</p> <p>(注) 2020 年 1 月に公開された新しい Microsoft Edge についても 2021 年 1 月までの対応に向けて検討中。</p>   |
|  | <p>行政手続のデジタル化に当たり講ずべき施策</p> | <p>(ア) 業務改革（BPR）における具体的な取組<br/>上記「取組内容・スケジュール」のとおり。</p> <p>(イ) 本人確認のオンライン化（又は見直し）<br/>上記「D（A）個人納税者の認証手続の簡便化」について、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」等を踏まえ、マイナンバーカードの公的個人認証機能を活用して本人確認のオンライン化を行っている。</p> <p>(ウ) 手数料納付のオンライン化（手数料の減額）<br/>—</p> <p>(エ) 添付書類の省略等<br/>—</p> <p>(オ) 行政機関等による情報システムの共用の推進<br/>上記「D（B）法人納税者の認証手続の簡便化」について、法人設立に必要な手続は、オンライン申請の場合であっても、「登記・供託オンライン申請システム」、「e-Tax」、「eLTAX」、「e-Gov」という 4 つの異なる申請システムにおいて個別に実施することが求められていたことから、マイナポータルを活用したワンストップサービスを提供すべく、登記後の手続のワンストップ化を 2020 年 1 月に実施し、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化を 2020 年度中に実現することとしている。</p> |

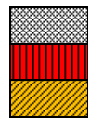
|          |  |  |
|----------|--|--|
|          |  | <p>(カ) データの標準化<br/>民間事業者が提供している税務申告ソフト等から申告データを受け付ける e-Tax においては、仕様公開をすることで、データ形式の標準化に取り組んでいる。</p> <p>(キ) 外部連携機能 (API) の整備<br/>—</p> <p>(ク) 情報セキュリティ対策、個人情報保護、業務継続性の確保<br/>「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」における、ソフトウェアを迅速にアップデートする等の脆弱性対策の実施など、同基準に沿ったセキュリティ上の対策を実施している。</p> <p>(ケ) デジタルデバイドの是正<br/>e-Tax ソフト・作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方に関する問い合わせに対して、電話で対応する専門窓口を開設している。<br/>また、確定申告会場（税務署等）に来場した方向けに作成コーナーによる e-Tax が利用できる端末を設置し、操作方法等に関するサポート体制を整えている。</p> <p>(コ) 国民等への広報<br/>e-Tax ホームページでのお知らせの掲載、ポスターやリーフレットを作成するなどの広報を行った。<br/>特に電子申告義務化対象と見込まれる法人に対しては、リーフレットの送付、説明会の実施、アンケートの実施をした上で、必要に応じ個別訪問等の勧奨を行った。</p> |
| 費用対効果の精査 |  | 上記のとおり、環境整備を行ってきたところ、納税者の利便性が向上し、平成 30 年度における法人納税者の e-Tax 利  |



|     |   |
|-----|---|
|     | <p>用率は、法人税申告 80.0%から 84.3%、消費税申告 81.6%から 82.6%と上昇する結果に繋がった。</p> <p>また、個人納税者についても、平成 30 年度における e-Tax 利用率は、所得税申告 54.5%から 57.9%、消費税申告 66.1%から 68.5%と上昇する結果に繋がった。</p> |
| KPI | <p>法人税申告手続のオンライン利用率（令和元年度：85%）</p> <p>所得税申告手続のオンライン利用率（令和元年度：61%）</p>   |

| 工程表等     |                               |        |        |        |        |        |                  |
|----------|-------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|------------------|
| 項目       | 2019年度以前<br>(実績)              | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度以降<br>(任意) |
| 財務省(国税庁) | 財務諸表のデータ形式の柔軟化                |        |        |        |        |        |                  |
| 財務省(国税庁) | 添付書類の提出方法の拡充                  |        |        |        |        |        |                  |
| 財務省(国税庁) | 連結法人の場合の子会社による提出省略            |        |        |        |        |        |                  |
| 財務省(国税庁) | 財務諸表の提出先の一元化                  |        |        |        |        |        |                  |
| 財務省(国税庁) | 個人納税者の認証手続きの簡便化               |        |        |        |        |        |                  |
| 財務省(国税庁) | 法人納税者の認証手続きの簡便化               |        |        |        |        |        |                  |
| 財務省(国税庁) | マルチブラウザ対応<br>(Microsoft Edge) |        |        |        |        |        |                  |
| 財務省(国税庁) | マルチブラウザ対応<br>(Google Chrome)  |        |        |        |        |        |                  |
| システム経費   | 経費合計<br>(百万円)                 | 4,325  | 158    |        |        |        |                  |
| システム経費   | 整備経費<br>(百万円)                 | 4,047  | 0      |        |        |        |                  |
| システム経費   | 運用等経費<br>(百万円)                | 278    | 158    |        |        |        |                  |
| システム経費   | その他経費<br>(百万円)                |        |        |        |        |        |                  |
| その他経費    | (百万円)                         |        |        |        |        |        |                  |

【凡例】  
工程表等



(白)業務改革(BPR)  
(赤)調査研究  
(橙)要件定義



(黄)設計  
(緑)開発  
(青)テスト



(紫)業務運営・運用  
(白)その他